

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示			
○令和8年度8・9・11月及び3・4月自 衛官の募集 (自治振興課)	343	○都市計画法に基づく工事完了 (山城南土木事務所)	349
○随意契約の相手方の決定 (情報政策課)	344	教 育 委 員 会	
○救急病院である旨の告示 (医療課)	345	○一般競争入札の実施	〃
○公共測量の実施 (用地課)	〃	人 事 委 員 会	
○道路の区域変更 (山城南土木事務所、南丹土木事務所)	〃	○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する 規則	353
○道路の供用開始 (山城南土木事務所)	〃	監 査 委 員	
公 告		○包括外部監査の事務を補助する者の氏名等	〃
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届 出 (山城広域振興局、中丹広域振興局)	346	正 誤	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届 出 (〃)	347	○令和6年5月17日付け京都府公報第511号中	〃
○河川整備計画の変更 (河川課)	349	○令和7年3月11日付け京都府公報第594号中	354

告 示

京都府告示第318号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和8年度8・9・11月及び3・4月自衛官の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和8年6月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 応募資格

採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者(ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者に限る。)で、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条に定める欠格条項に該当しないもの

2 受付場所

(1) 自衛隊各駐屯地及び基地

(2) 次に掲げる場所

ア 自衛隊京都地方協力本部 京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)

URL <https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/>

Email recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp

イ 京都募集案内所

京都市下京区烏丸通六条上る北町181 (第5キョートビル1F)

- ウ 河原町募集案内所 (電話 (075) 361-5587)
京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町412 (シェモア河原町 1 F)
(電話 (075) 221-3266)
- エ 福知山地域事務所 福知山市駅前町9 (春風堂ビル 1 F)
(電話 (0773) 23-0416)
- オ 舞鶴地域事務所 舞鶴市余部下1190
(電話 (0773) 63-3272)
- カ 宇治地域事務所 宇治市広野町西裏71の5 (S.C OKUBO ビル202号室)
(電話 (0774) 44-7139)
- キ 亀岡募集案内所 亀岡市古世町西内坪34の26
(電話 (0771) 24-4170)
- ク 京丹後地域事務所 京丹後市大宮町周枳1975 (ミックビル 1 F)
(電話 (0772) 64-2498)

3 試験科目

筆記試験 (国語、数学、地理、歴史及び公民)、作文、適性検査、口述試験及び身体検査

4 受付期間・試験期日及び試験場

受付期間・試験期日及び試験会場 ※ 1

筆記試験・適性検査 (WEB方式)			口述試験・身体検査	
受付期間※ 2	筆記試験・ 適性検査期日	試験・検査会場	口述試験・ 身体検査期日	試験・検査会場
令和8年7月2日 (木)まで(必着)	令和8年7月6日(月) ・令和8年7月7日(火) のいずれか1日	任意の場所	令和8年7月11日(土)	陸上自衛隊桂駐屯地(京 都市西京区)
令和8年7月29日 (水)まで(必着)	令和8年8月3日(月) ・令和8年8月4日(火) のいずれか1日		令和8年8月6日(木)	陸上自衛隊宇治駐屯地 (宇治市)

※ 1 試験期日等は、状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。

※ 2 インターネット申込みの場合は、受付期間期日の午後5時まで(必着)

5 採用予定月

採用予定通知書により通知する。

6 問合せ先

自衛隊京都地方協力本部
京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)



京都府告示第319号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和8年6月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 業務の名称及び数量

令和8年度行政事務支援システム・L G W A N系
ネットワーク・個人番号利用事務系ネットワーク機器

賃借等 一式

- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総合政策環境部情報政策課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 3 契約日
令和8年4月23日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社 J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 契約金額
1, 207, 107, 550円

- 6 契約の方法
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号



京都府告示第320号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和8年6月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 日 年 月 日	認定期限
国保京丹波町病院	船井郡京丹波町和田大下28	令 8. 5. 18	令 11. 5. 17



京都府告示第321号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府南丹広域振興局長から通知があった。

令和8年6月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
亀岡市本梅町東加舎及び井出地内
- 2 測量の期間
令和8年5月28日から令和8年6月30日まで
- 3 測量の種類
公共測量（基準点測量）



京都府告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和

8年6月12日から令和8年6月26日まで縦覧に供する。

令和8年6月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 園部平屋線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長	備 考
南丹市園部町上木崎町四辻10の5から	前	最小 13.9 ^m 最大 14.2	31.0 ^m	旧道の区域の廃止 廃道 延長 194.5m 幅員 最小 0.0m 最大19.7m 期日 告示日に同じ。
	後	最小 16.4 最大 16.7		
南丹市日吉町殿田新業7の1から	前	最小 10.3 最大 32.9	194.5 ^m	
	後	最小 8.5 最大 29.7		
南丹市日吉町殿田新業10の2まで	後	最小 8.5 最大 29.7		

- (4) 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2 (1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 和東井手線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
相楽郡和東町大字白栖小字腰越谷1から	前	最小 5.0 ^m 最大 14.6	455.0 ^m
	後	最小 6.0 最大 20.8	
相楽郡和東町大字白栖小字腰越谷2の35（右）地先まで	後	最小 6.0 最大 20.8	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年6月12日から令和8年6月26日まで縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 12 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 和東井手線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
相楽郡和東町大字白栖小字腰越谷 1 から 相楽郡和東町大字白栖小字腰越谷 2 の35 (右) 地先まで	令和 8 年 6 月 12 日

- 4 縦覧場所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和 8 年 6 月 12 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社
大阪市西区阿波座一丁目5番16号
代表取締役 中山 正明
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロイヤルプロ城陽インター
城陽市久世荒内300番1ほか
- ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社
大阪市西区阿波座一丁目5番16号
代表取締役 中山 正明
- エ 大規模小売店舗の新設をする日
令和 9 年 5 月 21 日
- オ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,400平方メートル

カ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（ア）から（エ）までの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）

- (ア) 駐車場の収容台数
23台
- (イ) 駐輪場の収容台数
11台
- (ウ) 荷さばき施設の面積
36.0平方メートル
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量
11.25立方メートル

キ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（ウ）の位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 6 時 30 分
閉店時刻 午後 9 時 30 分
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで

(2) 届出年月日

令和 8 年 5 月 20 日

(3) 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農工商連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(4) 縦覧期間

令和 8 年 6 月 12 日から令和 8 年 10 月 13 日まで

(5) 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農工商連携・推進課

2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
白山市松本町2512番地
代表取締役 青木 宏憲
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ福来店
舞鶴市字福来小字幸尻184番1ほか
- ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
白山市松本町2512番地
代表取締役 青木 宏憲
- エ 大規模小売店舗の新設をする日
令和 9 年 5 月 12 日
- オ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,342平方メートル
- カ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（ア）

から(エ)までの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり)

- (ア) 駐車場の収容台数
60台
- (イ) 駐輪場の収容台数
20台
- (ウ) 荷さばき施設の面積
24.0平方メートル
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量
6.3立方メートル

キ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(ウ)の位置については、縦覧に供する書類に示すとおり)

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 9 時
閉店時刻 午前 0 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分から午前 0 時 30 分まで
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
2 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで

(2) 届出年月日
令和 8 年 5 月 27 日

(3) 縦覧場所
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(4) 縦覧期間
令和 8 年 6 月 12 日から令和 8 年 10 月 13 日まで

(5) 意見書の提出先
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第 8 条第 1 項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和 8 年 6 月 12 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大和リース株式会社
大阪市中央区北浜四丁目 1 番 1 号
代表取締役 北 哲弥
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョーシン城陽インター店
城陽市久世荒内325番ほか
- ウ 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	大和リース株式会社 大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号 代表取締役 北 哲弥	大和リース株式会社 大阪市中央区北浜四丁目 1 番 1 号 代表取締役 北 哲弥	令 8. 5. 11	設置者の住所の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	上新電機株式会社 大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号 代表取締役 金谷 隆平	株式会社 J o s h i n 大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号 代表取締役 高橋 徹也	8. 4. 1 ほか	小売業を行う者の商号及び代表者の変更のため

- (2) 届出年月日
令和 8 年 5 月 26 日
- (3) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和 8 年 6 月 12 日から令和 8 年 10 月 13 日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大和リース株式会社
大阪市中央区北浜四丁目 1 番 1 号
代表取締役 北 哲弥
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
城陽市複合商業施設
城陽市寺田塚本205番ほか
- ウ 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称	大和リース株式会社 大阪市中央区農人橋二	大和リース株式会社 大阪市中央区北浜四丁	令 8. 5. 11	設置者の住所の変更のため

及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 丁目 1 番 36 号 代表取締役 北 哲弥	目 1 番 1 号 代表取締役 北 哲弥				及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 1 号 代表取締役 横山 英昭 ほか 5 事業者	1 号 代表取締役 横山 英昭 ほか 5 事業者														
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社さとう 福知山市宇上紺屋15番地 代表取締役 佐藤 総二郎	株式会社さとう 福知山市東野町1番地 代表取締役 佐藤 祥一	7. 5. 13 ほか	小売業を行う者の住所及び代表者の変更のため	(2) 届出年月日 令和 8 年 5 月 26 日 (3) 縦覧場所 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課 (4) 縦覧期間 令和 8 年 6 月 12 日から令和 8 年 10 月 13 日まで (5) 意見書の提出先 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課															
(2) 届出年月日 令和 8 年 5 月 26 日 (3) 縦覧場所 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課 (4) 縦覧期間 令和 8 年 6 月 12 日から令和 8 年 10 月 13 日まで (5) 意見書の提出先 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課	3(1) 届出事項の概要 ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (ア) 大和リース株式会社 大阪市中央区北浜四丁目 1 番 1 号 代表取締役 北 哲弥 (イ) 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号 代表取締役 横山 英昭 イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 B R A N C H 松井山手・ドラッグコスモス松井山手店 京田辺市山手中央 3 番 1 ウ 変更の内容	4(1) 届出事項の概要 ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (ア) 大和リース株式会社 大阪市中央区北浜四丁目 1 番 1 号 代表取締役 北 哲弥 (イ) 株式会社京滋マツダ 京都市南区吉祥院向田西町 1 番地 代表取締役 田嶋 誠治 イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 フレスポ福知山・京滋マツダ福知山店 福知山市宇篠尾小字長ヶ坪 115 番 7 ほか ウ 変更の内容																		
変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 大和リース株式会社 大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号 代表取締役 北 哲弥 ほか 1 業者 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番	変更後 大和リース株式会社 大阪市中央区北浜四丁目 1 番 1 号 代表取締役 北 哲弥 ほか 1 業者 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番	変更年月日 令 8. 5. 11 8. 1. 30	変更理由 設置者の住所の変更のため 小売業を行う者の商号及び代表者の変更のため	<table border="1"> <thead> <tr> <th>変更した事項</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>変更年月日</th> <th>変更理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</td> <td>大和リース株式会社 大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号 代表取締役 北 哲弥 株式会社京滋マツダ 京都市南区吉祥院向田西町 1 番地 代表取締役 田嶋 誠治</td> <td>大和リース株式会社 大阪市中央区北浜四丁目 1 番 1 号 代表取締役 北 哲弥 株式会社京滋マツダ 京都市南区吉祥院向田西町 1 番地 代表取締役 田嶋 誠治</td> <td>令 8. 5. 11</td> <td>設置者の住所の変更のため</td> </tr> <tr> <td>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</td> <td>株式会社さとう 福知山市東野町 1 番地 代表取締役 佐藤 総二郎 ほか 8 業者</td> <td>株式会社さとう 福知山市東野町 1 番地 代表取締役 佐藤 祥一 ほか 9 業者</td> <td>7. 5. 13 ほか</td> <td>小売業を行う者の名称及び代表者の変更並びに新規出店のため</td> </tr> </tbody> </table>	変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由	大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	大和リース株式会社 大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号 代表取締役 北 哲弥 株式会社京滋マツダ 京都市南区吉祥院向田西町 1 番地 代表取締役 田嶋 誠治	大和リース株式会社 大阪市中央区北浜四丁目 1 番 1 号 代表取締役 北 哲弥 株式会社京滋マツダ 京都市南区吉祥院向田西町 1 番地 代表取締役 田嶋 誠治	令 8. 5. 11	設置者の住所の変更のため	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社さとう 福知山市東野町 1 番地 代表取締役 佐藤 総二郎 ほか 8 業者	株式会社さとう 福知山市東野町 1 番地 代表取締役 佐藤 祥一 ほか 9 業者	7. 5. 13 ほか	小売業を行う者の名称及び代表者の変更並びに新規出店のため
変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由																
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	大和リース株式会社 大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号 代表取締役 北 哲弥 株式会社京滋マツダ 京都市南区吉祥院向田西町 1 番地 代表取締役 田嶋 誠治	大和リース株式会社 大阪市中央区北浜四丁目 1 番 1 号 代表取締役 北 哲弥 株式会社京滋マツダ 京都市南区吉祥院向田西町 1 番地 代表取締役 田嶋 誠治	令 8. 5. 11	設置者の住所の変更のため																
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社さとう 福知山市東野町 1 番地 代表取締役 佐藤 総二郎 ほか 8 業者	株式会社さとう 福知山市東野町 1 番地 代表取締役 佐藤 祥一 ほか 9 業者	7. 5. 13 ほか	小売業を行う者の名称及び代表者の変更並びに新規出店のため																

- (2) 届出年月日
令和 8 年 5 月 26 日
- (3) 縦覧場所
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和 8 年 6 月 12 日から令和 8 年 10 月 13 日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第7項の規定により河川整備計画を変更したので、次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 12 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 河川整備計画を変更した圏域名
一級河川由良川水系由良川上流圏域
- (2) 縦覧場所
京都府建設交通部河川課、京都府南丹土木事務所及び京都府中丹東土木事務所
- 2 (1) 河川整備計画を変更した圏域名
一級河川由良川水系由良川下流圏域
- (2) 縦覧場所
京都府建設交通部河川課、京都府南丹土木事務所、京都府中丹東土木事務所、京都府中丹西土木事務所及び京都府丹後土木事務所



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 8 年 6 月 12 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
木津川市相楽馬場 8 の 2、9、12 の一部、市有地（関連区域）
木津川市相楽馬場 12 の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市下京区西洞院通綾小路下る綾西洞院町 758 有限会社 K & L

教 育 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和 8 年 6 月 12 日
京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
京都府立宇治支援学校スクールバス運行业務 一式
 - (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 業務期間
令和 8 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日まで
 - (4) 業務を行う場所等
京都府立宇治支援学校通学区域内等
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒611-0031 宇治市広野町丸山10番地
京都府立宇治支援学校事務部
電話番号 (0774) 41-3701
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付
 - ア 交付期間
令和 8 年 6 月 12 日（金）から令和 8 年 7 月 3 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
 - イ 交付方法
原則として、アの期間に、京都府立宇治支援学校ホームページ（<https://www.kyoto-be.ne.jp/uji-s/cms/>）からダウンロードすること。直接交付又は郵送による交付を希望する場合は、(1)の組織に問い合わせること。
- 3 入札に参加することができない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 4 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格

を認定されたものであること。

- ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 運行に使用した車両が事故、故障その他の理由により運行を中断したときに、その連絡後1時間以内に代替車両による運行を再開するなどの適切な措置を講じて、当該運行业務を継続して行うことができない者
 - オ 運行等に携わる者について、別に示す内容を満たす人員を用意できない者
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないもの
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付場所等

- ア 交付場所
 - 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
 - 京都府庁第3号館5階
 - 京都府教育庁管理部管理課
 - 電話番号 (075) 414-5768

- イ 交付期間
 - 2の(2)のアに同じ。

- ウ 交付方法
 - 原則として、京都府教育庁管理部管理課ホームページ（<https://www.kyoto-be.ne.jp/kanri/cms/>）からダウンロードすること。
 - 窓口交付を希望する場合は、交付期間中にアの場所に問い合わせること。

(2) 申請書の提出場所等

- ア 提出場所
 - (1)のアに同じ。
- イ 提出期間
 - 2の(2)のアに同じ。
 - なお、上記期間以外においても申請書の提出を受け付けるものとするが、入札期日までに資格審査の結果を通知することができないことがある。

- ウ 提出方法
 - (ア) 持参により提出する場合
 - 提出期間中に提出すること。
 - (イ) 郵送により提出する場合
 - 提出場所宛てに書留郵便で送付すること（イの提出期間内に必着のこと。）。)

(3) 添付資料

- 申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。
- ア 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書
 - イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書
 - ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書
 - エ 審査基準日の直前の2営業年度に係る営業経歴書及び営業実績調書
 - オ 法人にあつては審査基準日の直前の営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書
 - カ 取引使用印鑑届
 - キ 4の(1)のエ及びオに該当しないことを説明することができる書類
 - ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
 - ケ 誓約書
- なお、京都府が行う「令和7・8・9年度物品又

は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」に登録され、競争入札参加資格者の資格を得ている者については、その競争入札参加資格審査結果通知書の写しを添付することにより、アからウまで及びオの資料の添付に代えることができることとする。

(4) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(6) その他

提出書類の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登録

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、1の(1)の業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登録される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和9年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者（6の名簿に登録されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所等の名称又は所在地

(4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

(5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を教育長に提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、当該資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容が粗雑なものを提供し、又は業務内容若しくは数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当し、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和8年7月23日（木）午前10時

イ 場所

〒611-0031 宇治市広野町丸山10番地

京都府立宇治支援学校教育相談室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和8年7月22日（水）

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送等による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 3に掲げる者又は4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人のした入札

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ク その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

この入札は、低入札価格調査制度の対象とする。調査の詳細（調査基準価格、調査方法等）については、入札説明書による。落札者は、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、低入札価格調査の対象となった場合は、当該調査の結果により落札者を決定するものとし、当該者を落札者としなないことがある。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否
要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

15 その他

(1) この入札の実施については、1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

16 Summary

(1) Main contents of contract:

School Bus Service for Kyoto Prefectural Uji School for Special Needs Education

(2) Contract period:

From August 1, 2026 to July 31, 2029

(3) Deadline for bid submission by post:

Wednesday, July 22, 2026

(4) Time, date and place for bid submission and bid opening:

10:00 a.m. on Thursday, July 23, 2026

Kyoiku-soudan-shitsu (counseling room) of the Kyoto Prefectural Uji School for Special Needs Education

10, Maruyama, Hirono-cho, Uji-shi, Kyoto, 611-0031 Japan

(5) For further information:

School Office, Kyoto Prefectural Uji School for Special Needs Education

10, Maruyama, Hirono-cho, Uji-shi, Kyoto, 611-0031 Japan

TEL (0774) 41-3701

人 事 委 員 会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月12日
 京都府人事委員会
 委員長 辻 幸子

京都府人事委員会規則114-100

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（京都府人事委員会規則14-2）の一部を次のように改正する。

別表知事の本庁の項中「部長 危機管理監」を「企画理事 部長 危機管理監」に改め、「地域政策室長」の右に「共生社会推進室長」を加え、同表知事の項中

旅券事務所	所長 次長
職員福利厚生センター	所長

を

職員福利厚生センター	所長
------------	----

に、

自転車競技事務所	所長 次長
----------	-------

を

旅券事務所	所長 次長
自転車競技事務所	所長 次長

に改め、同表知事の看護学校の項中「校長」の右に「副校長」を加え、同表監査委員の項中「主幹及び課長補佐」を「係長」に改め、同表人事委員会の項中「専門幹」の右に「事務指導員」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監 査 委 員

京都府監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月12日
 京都府監査委員 能 勢 昌 博
 同 藤 山 裕紀子
 同 森 敏 行
 同 橋 本 幸 三

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
伊 藤 久 人	東京都千代田区六番町2番地4 ブランズ六番町202号
宮 田 傑	京都市中京区堀川通四条上る錦堀川町633番地 リソシエ四条クロスコート903号室
森 智 幸	京都市中京区新町通姉小路下る町頭町98番地 ベラジオ烏丸三条305号室
西 村 拓 哉	京都市中京区大宮通三条上る姉大宮町東側115番地
八 田 泰 孝	長岡京市神足2丁目5番1号 ローレルスクエア長岡京1207号室
林 遼 平	八幡市欽明台東5番地1 B-303号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和8年6月12日から令和9年3月31日まで

正 誤

令和6年5月17日付け京都府公報第511号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
331	左	上から10	6. 1. 31	5. 5. 21ほか
		上から11	退店のため	住所の変更及び退店のため
		上から12	福知山市宇上紺屋15番地 代表取締役 佐藤 総二郎 ほか8業者	福知山市東野町1番地 代表取締役 佐藤 総二郎 ほか8業者

令和7年3月11日付け京都府公報第594号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
146	右	上から19	石井 孝司	石野 孝司